

千葉県報

定例
令和3年8月6日

主要目次

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則	一
平成九年千葉県告示第五百四十五号の一部を改正する告示	一
生活保護法等に基づく指定介護機関の廃止	一
生活保護法等に基づく指定介護機関の辞退	二
生活保護法等に基づく指定施術者の指定	二
公有水面埋立てについての承認の出願	二
都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	三
監査委員告示	三
包括外部監査人の監査の事務の補助	三
公安委員会告示	三
警備員指導教育責任者講習の実施(二件)	三
機械警備業務管理者講習の実施	六
公告	六
令和三年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集期間等	六
公共測量の実施(三件)	七
都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧	七
特定調達公告	八
落札者等の公告	八

規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第四十号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する規則(昭和三十七年千葉県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第八号様式、第二十二号様式及び第二十六号様式から第二十九号様式

までの規定中「国」を削る。

附則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

告示

示

千葉県告示第四百五十二号

平成九年千葉県告示第五百四十五号(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)の一部を次のように改正する。
令和三年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

本則の表常時介護を要する状態の項中「十六万六千九百五十円」を「十七万六千五百五十円」に、「七万二千九百九十円」を「七万三千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万三千四百八十円」を「八万五千七百八十円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、令和三年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

千葉県告示第四百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第五項において読み替えて準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。
令和三年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社社会営	木更津市桜	木更津市桜	木更津市請	居宅療養管理指導	令和三年三月三十一日
株式会社社会営	井九八六の	木更津市桜	西二の五の	居宅療養管理指導	令和三年三月三十一日
かずさ薬局	木更津市桜	かずさ薬局請	西二の五の	居宅療養管理指導	令和三年三月三十一日
株式会社社会営	かずさ薬局	かずさ薬局請	木更津市請	介護予防居	〃

かずさ薬局	井九八六の	西店	西二の五の 二四	宅療養管理 指導	
五和薬品有限 会社	東京都江戸 川区中葛西 五の四一の 四	西野薬局	鴨川市横渚 七二一	居宅療養管 理指導	〃
五和薬品有限 会社	東京都江戸 川区中葛西 五の四一の 四	西野薬局	鴨川市横渚 七二一	介護予防居 宅療養管理 指導	〃

千葉県告示第四百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において読み替えて準用する同法第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関の辞退について次のとおり届出があった。

令和三年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

事業者の名称	主たる事務 所の所在地	指定に係る事 業所の名称	事業所の所 在地	サービスの 種類	辞退年月日
株式会社木下 の介護	東京都新宿 区西新宿六 の五の一	リアンレーヴ 市川	市川市大町 五六四	特定施設入 居者生活介 護	令和元年七 月四日
株式会社木下 の介護	東京都新宿 区西新宿六 の五の一	リアンレーヴ 市川	市川市大町 五六四	介護予防特 定施設入居 者生活介護	〃
株式会社ベ ネッセスタイ ルケア	東京都新宿 区西新宿二 の三の一	アステーション 市川	市川市入船 八の一五	訪問介護	令和二年六 月八日
株式会社ベ ネッセスタイ ルケア	東京都新宿 区西新宿二 の三の一	リハビリホー ム ボンセ ジュール谷津	習志野市谷 津四の四の 三〇	特定施設入 居者生活介 護	令和二年七 月九日

株式会社ベ ネッセスタイ ルケア	東京都新宿 区西新宿二 の三の一	リハビリホー ム ボンセ ジュール谷津	習志野市谷 津四の四の 三〇	介護予防特 定施設入居 者生活介護	〃
------------------------	------------------------	---------------------------	----------------------	-------------------------	---

千葉県告示第四百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

令和三年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

氏名	施設名称		所在地	指定年月日
	名	称		
寺田達彦	フレアス在宅マッ サージ	松戸市大金平三の一三四	令和三年四月一日	
櫻井隆二	院 國手塾花見川整骨 の二一	千葉市花見川区柏井一の三	〃	
古谷祥子	KEIROW君津 ステーション	君津市法木作一の五の四〇	〃	

千葉県告示第四百五十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり承認の届出があった。

その関係図書は、令和三年八月六日から三週間、千葉県国土整備部港湾課及び千葉港湾事務所において縦覧に供する。

令和三年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
名称 国土交通省関東地方整備局
所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一
代表者の氏名 関東地方整備局長 土井弘次
代表者の住所 埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

- (一) 位置 千葉市中央区中央港二丁目六七番に隣接する無番地先の公有水面
- (二) 区域 次の①の地点から⑤の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ昭和四十七年七月十五日付け千葉県指令第二百七十九号の十八でしゅん工認可された埋立地と公有水面との境界線（A・P・十二・〇〇メートルにより決定）により囲まれた区域
 - ①の地点 国土地理院四等三角点「千葉港」（北緯三五度三六分二六秒六一〇六、東経一四〇度〇六分二三秒七六五七）から一七五度五六分四七秒一、六九七・五二メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から二一四度一五五二秒七・三九メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から二三九度五〇分二七秒二二・三六メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から三〇四度二六分〇六秒二五三・二四メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から三四度二六分〇五秒二七・五五メートルの地点

2 埋立に関する工事の施行区域

- (一) 位置 千葉市中央区中央港二丁目六七番に隣接する無番地、六七番及び六八番一地区内並びに中央港二丁目六七番に隣接する無番地及び六七番地先の公有水面
- (二) 区域 次の⑦の地点から⑩の地点までを順次結んだ線及び⑦の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 - ⑦の地点 国土地理院四等三角点「千葉港」（北緯三五度三六分二六秒六一〇六、東経一四〇度〇六分二三秒七六五七）から一七四度二〇分〇八秒一、六七六・三四メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から一二四度二六分〇六秒一〇〇・〇〇メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から二一四度二六分〇六秒一三八・〇〇メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から二九一度五一分一五秒二三八・七三メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から三〇四度二六分〇六秒二八〇・〇〇メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から三四度二六分〇六秒一九〇・〇〇メートルの地点
- (三) 面積 九一、四一一・八六平方メートル
- 三 埋立地の用途
- 四 ふ頭用地
- 出願の年月日 令和三年七月十九日

千葉県告示第四百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八

条第一項の規定により、東金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

令和三年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

監査委員告示

千葉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定により、外部監査人岡村俊克は、監査の事務を次のとおり補助させる。
令和三年八月六日

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
馬場正威	東京都江東区冬木一五番一 九一一一〇二号	令和三年七月二十一日から令 和四年三月三十一日まで
柏崎あゆみ	東京都江戸川区東小岩五丁 目三六番六号	令和三年七月二十一日から令 和四年三月三十一日まで
高田尚孝	東京都品川区東大井五丁目 一番一〇一一二〇二号	令和三年七月二十一日から令 和四年三月三十一日まで
山本周弥	東京都墨田区両国二丁目一 〇番一一一九〇四号	令和三年七月二十一日から令 和四年三月三十一日まで

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第22号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
令和三年8月6日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史

- 1 講習に係る警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習
- 2 講習の期日及び時間
令和3年11月17日（水曜日）から26日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

<p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階</p> <p>4 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る旧規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p>	<p>なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等</p> <p>ア 受講手続</p> <p>受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和3年10月18日(月曜日)から22日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4(1)に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 4(2)に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4(3)に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4(4)に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4(5)に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 47,000円</p> <p>イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。</p> <p>なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>
<p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等</p> <p>(1) 受講申込手続</p> <p>ア 申込方法</p> <p>受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。</p> <p>なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和3年9月27日(月曜日)から10月1日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで</p>	<p>千葉県公安委員会告示第23号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和3年8月6日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 小堀 陽 史</p>
<p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。</p>	

<p>1 講習に係る警備業務の区分 法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務 (以下「3 号警備業務」という。)に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和 3 年 1 0 月 2 7 日 (水曜日) 及び 2 8 日 (木曜日) の午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町 4 番 2 2 号 サンライスト 7 階</p> <p>4 受講対象者 3 号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第 2 2 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 5 8 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。) 第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「指導教育責任者資格者証等」という。) の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近 5 年間に 3 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (3 号警備業務に係るものに限る。) に係る法第 2 3 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (3 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して 1 年以上 3 号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (3 号警備業務に係るものに限る。) に係る旧検定規則第 8 条の合格証 (以下「合格証」という。) の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (3 号警備業務に係るものに限る。) に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して 1 年以上 3 号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 3 5 人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者 (以下「受講希望者」という。) は、千葉県内の各警察署に備</p>	<p>付けの受講申込票に必要な事項を記入し、最寄りの警察署 (千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署) に提出すること。</p> <p>なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受講申込票受付期間等 令和 3 年 9 月 6 日 (月曜日) から 1 0 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。</p> <p>なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第 1 号の受講申込書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和 3 年 9 月 2 7 日 (月曜日) から 1 0 月 1 日 (金曜日) までの午前 9 時から午後 5 時まで</p> <p>ウ 添付書類 (ア) 4 (1) に該当する者 3 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(エ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(オ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し</p> <p>(4) 受講手数料等 ア 受講手数料 1 4, 0 0 0 円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。</p>
---	--

8 講習に関する問合せ先
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

千葉県公安委員会告示第24号

警備業法(昭和47年法律第117号)第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。
令和3年8月6日

1 講習の期日及び時間
千葉県公安委員会委員長 小堀 陽 史

令和3年10月4日(月曜日)から7日(木曜日)までの午前9時から午後5時まで

2 講習の場所
千葉県中央区新田町4番22号 サライト7階

3 受講定員
35人

4 講習業務の委託
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

5 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

ア 申込方法

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受講申込票受付期間等

令和3年8月16日(月曜日)から20日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで

(2) 受講者決定通知

受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。
なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。

(3) 受講手続等

ア 受講手続

受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)別記様式第1号

の受講申込書に必要な事項を記入し、受講申込票を提出した警察署へ提出すること。
イ 受講申込書受付期間
令和3年9月6日(月曜日)から10日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

39,000円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習に関する問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110

公 告

令和三年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集期間等

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定による令和三年度自衛官候補生並びに二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官の募集期間等は、次のとおりである。
令和三年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 募集期間、試験期日等

1 自衛官候補生

募集種目	募集期間	試験期日	試験場
自衛官候補生 (男子) (令和 四年三月又は四 月採用)	令和三年九月十 日(金曜日)ま で	令和三年九月二十三日 (水曜日)又は二十三日 (木曜日)	陸上自衛隊下志津駐 屯地 千葉県市若葉区 若松町九〇二番地
自衛官候補生 (女子) (令和 四年三月又は四 月採用)	令和三年九月十 日(金曜日)ま で	令和三年九月二十五日 (土曜日)又は二十六 日(日曜日)	陸上自衛隊下志津駐 屯地 千葉県市若葉区 若松町九〇二番地
自衛官候補生 (女子) (令和 四年三月又は四 月採用)	令和三年九月十 日(金曜日)ま で	令和三年十月三日(日 曜日)又は四日(月曜 日)	海上自衛隊下総航空 基地 柏市藤ヶ谷 一、六一四番地一
自衛官候補生 (女子) (令和 四年三月又は四 月採用)	令和三年九月十 日(金曜日)ま で	令和三年九月二十二日 (水曜日)又は二十三 日(木曜日)	陸上自衛隊木更津駐 屯地 木更津市吾妻

<p>2 二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官</p>	<p>募集種目</p> <p>一般曹候補生 (令和四年三月又は四月採用)</p>	<p>募集期間</p> <p>令和三年九月六日(月曜日)まで</p>	<p>試験期日</p> <p>令和三年九月十七日(金曜日)</p>	<p>試験場</p> <p>陸上自衛隊木更津駐屯地 木更津市吾妻地先</p>
	<p>募集種目</p> <p>航空学生(令和四年三月又は四月採用)</p>	<p>募集期間</p> <p>令和三年九月九日(木曜日)まで</p>	<p>試験期日</p> <p>令和三年九月十八日(土曜日)又は十九日(日曜日)</p>	<p>試験場</p> <p>敬愛大学(稲毛キャンパス) 千葉市稲毛区穴川一丁目五番二一號</p>
<p>1 自衛官候補生</p>	<p>募集種目</p> <p>自衛官候補生(男子)及び(女子)(令和四年三月又は四月採用)</p>	<p>募集期間</p> <p>令和三年九月九日(木曜日)まで</p>	<p>試験期日</p> <p>令和三年九月二十日(月曜日)</p>	<p>試験場</p> <p>敬愛大学(稲毛キャンパス) 千葉市稲毛区穴川一丁目五番二一號</p>
	<p>募集種目</p> <p>二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官</p>	<p>募集期間</p> <p>採用予定月の一日現在において十八歳以上三十三歳未満の者で、日本国籍を有し、かつ、自衛隊法第三十八條第一項に定める欠格事項に該当しないもの</p>	<p>試験期日</p> <p>採用予定月の一日現在において十八歳以上三十三歳未満の者で、日本国籍を有し、かつ、自衛隊法第三十八條第一項に定める欠格事項に該当しないもの</p>	<p>試験場</p> <p>陸上自衛隊下志津駐屯地 千葉市若葉区若松町九〇二番地 海上自衛隊下総航空基地 柏市藤ヶ谷一、六一四番地一</p>

<p>二 応募資格</p> <p>一 自衛官候補生</p>	<p>二 二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する自衛官</p>	<p>三 受験申込先及び問合せ先</p> <p>市役所、町村役場又は自衛隊千葉地方協力本部(千葉市稲毛区轟町一丁目一番一七号) 電話〇四三(二五一)七一一一</p> <p>四 その他</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、予定どおり試験を実施することが困難と認められるときは、試験期日等を変更する場合がある。この場合には、自衛隊千葉地方協力本部のホームページ等において公表する。</p>	<p>隊にあっては十八歳以上二十一歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 高等学校又は中等教育学校卒業生(令和四年三月に卒業見込みの者を含む。)</p> <p>2 1と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者(令和四年三月三十一日までにこれに該当する見込みのある者を含む。)</p> <p>3 高等専門学校第三学年次修了者(令和四年三月修了見込みの者を含む。)</p> <p>二 日本国籍を有し、かつ、自衛隊法第三十八條第一項に定める欠格事項に該当しない者</p>
<p>一 測量計画機関 松戸市</p> <p>二 作業種類 公共測量(基準点測量)</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和三年八月六日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和三年八月六日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>公共測量の実施</p> <p>測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九條において準用する同法第十四條第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。</p> <p>令和三年八月六日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

- 三 作業期間 令和三年九月一日から十一月二十一日まで
- 四 作業地域 松戸市五香西

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和三年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 柏市
- 二 作業種類 公共測量(数値修正 レベル二千五百及び地図編集 レベル一万)
- 三 作業期間 令和三年六月九日から令和四年三月二十五日まで
- 四 作業地域 柏市全域

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

令和三年千葉県告示第四百五十七号(都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更)に係る東金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和三年八月六日

千葉県知事 熊谷 俊人

特 定 調 達 公 告

【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものでない。

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和3年8月6日

千葉県病院局長 山崎 晋一朗

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①(仮称)千葉県総合救急災害医療センター電気設備工事 ②千葉県病院局経営管理課
千葉県中央区市場町1番1号 ③令和3年6月25日 ④住友・HEXEL特定建設工
事共同企業体 千葉県中央区中央二丁目9番20号 ⑤2,737,900,000円

⑥一般競争入札 ⑦令和3年5月11日

購読料 本号 一部 二四円

発行者 千葉県中央区市場町一番一号

千葉県 〇四三(二二三)二六五八

購読申込先